

大岡山設計工作部門工場セルフ利用規則

平成20年11月25制定

(平成25年4月22日 改正(4項) : 平成25年5月1日改正部施行)

(平成30年3月26日 改正 : 平成30年4月1日改正施行)

1. 本規則は、本学の教職員および学生が大岡山設計工作部門で管理・運営する工場の工作機械等を用いて加工・測定・製作などを行う際に、セルフ工場の利用方法を定めるものである。この利用形態をセルフ利用と言う。

※セルフ工場で利用可能な工作機械等は、別途定める。

2. セルフ工場の利用にあたっては、安全を最優先とする。

3. セルフ工場を利用するためには、まず利用者の所属する研究室等の教員が、あらかじめ年度毎に大岡山設計工作部門工場利用申請書(様式1)および大岡山設計工作部門工場利用誓約書(様式2)を大岡山設計工作部門宛に提出する必要がある。そして、利用者がセルフ工場において安全基礎教育講習を受講した後に、大岡山設計工作部門工場のセルフ利用が許可される。

※教員とは、本学の法人運営費予算コードを持つ教授・准教授・講師・助教を指す。

4. セルフ工場の利用時間は、大岡山設計工作部門職員(以下、部門職員)が管理する平日の9:00~17:00(昼休み12:15~13:15を除く)とする。

5. 利用できる工作機械等は、付表に定める大岡山設計工作部門工場および工作機械分類表によるクラスAの工作機械等のみである。これら以外のクラスBの工作機械等の利用や時間外利用等の特殊なセルフ利用は、別途定める大岡山設計工作部門工場特殊セルフ利用規則に従う。

6. 利用者のIDカードを用いた工作機械利用認証システムにより利用時間が自動集計される。利用者の所属する教員には、この利用時間に応じた利用料金が請求される。利用料金は別に定める利用料金表による。

7. 利用中に工具等の破損や工作機械等の故障が生じた場合には、部門職員に速やかに連絡し、必要な指示を受けること。なお、使用法等を確認した上で重大な過失があった場合、弁済を求められることがある。

8. 本規則及び大岡山設計工作部門職員の指示に従わない場合には、利用の許可を取り消す。

9. 本規則の改定には、大岡山設計工作部門運営委員会会議の承認を必要とする。

10. 利用講習等が必要な案件は、事前に中短期業務依頼で講習を受けること。

付表：大岡山設計工作部門工場および工作機械分類表

平成20年11月25日以降適用

(平成25年4月22日 改正 (2項))

(平成30年3月26日 改正)

1 大岡山設計工作部門工場は次のように構成される。

- ・セルフ工場 (溶接室含む) : 石川台5号館108号室 (109号室)
- ・NC工場 : 石川台5号館107号室
- ・研削加工室 : 石川台5号館102号室
- ・三次元座標測定室 : 石川台5号館103号室

2. センター工場における工作機械等を下記の通りに分類する。

クラスA : 操作入力型フライス盤(マキノAEV74)

操作入力型旋盤(滝澤 TAC-360), ウォータージェットカッター

汎用旋盤(池貝 AM-20, 山崎 MAZAK-MATE, 山崎 MAZAK-ACE)

ワイヤーカット放電加工機(ソデック AD325L)

卓上ボール盤(日立 B13R, 日立 B23SD, 北川 KDS-410)

ラジアルボール盤(吉田 YRD-1050, チヨダ HS915), メタルプリンタ

高速切断機(平和 HS-45A), クリスタルカッター(マルトーMC-623Ex)

鋸盤(アマダ H-350S), 帯鋸盤(ラクソー L-500), 各種研磨機

ベルトサンダー(日立 BGH-100), 両頭グラインダー(HISEY-WOLF5LA)

各種電気溶接機, ガス溶接機, ドリル・エンドミル研磨機, ★3Dスキャナー

各種電動工具, 手作業工具類, 折損除去機, エアータッパー, 画像寸法測定機

クラスB : 操作入力型フライス盤(マキノ KE55)

操作入力型旋盤 (滝澤 TAC-510)

各種研削盤(長嶋 平研 NP630-F, ★アマダ平研 SG-52A, シギヤ円研GU-18-25H,

☆飯田工具研 BW-41)

☆動力シャー(野口 NS-1506), ボックス炉

☆穴あけ放電加工機(ソデック K1CN),

ワイヤーカット放電加工機(ソデック AG600L, AQ325L),

マシニングセンタ(マキノ V33i, ★日立 VK45, ファナック α-D21LiA5)

★ターニングセンタ(ヤマザキ INTEGEX_100-III3),

★3次元座標測定機(ミットヨ FALCIO-Apex776),

★3Dプリンタ, (★別途、取扱い講習が必要)

※上記の工作機械等の分類は、機種増減を含めた変更に伴い最新版を適用する。

※クラスAの工作機械等は、主にセルフ工場にあり、部門職員の安全管理下で利用出来る。

クラスBの一部の機器(☆)は、セルフ利用(職員同伴)及び特殊セルフ利用で使用可能。

※ クラスB内★以外の工作機械等を使用希望の場合、大岡山設計工作部門と協議する必要がある。